



# 議会・選挙

## 議会

問 議会事務局 ☎232-4919

町議会は、町の意思を決定する機関として、町民から選ばれた議員(定数18人・任期4年)で構成され、条例や予算などを審議・決定しています。

年に4回開かれる定例会(3月・6月・9月・12月)と必要に応じて開かれる臨時会があります。

### ▶ 請願・陳情の提出

請願書・陳情書はどなたでも議会に提出できます。趣旨・提出年月日・提出者の住所・氏名を記載し、押印のうえ提出してください。請願書には紹介議員が必要です。

### ▶ 議会の傍聴

本会議はいつでも傍聴できます。1階の町民課前および防災センターでも本会議の様子を放映しています。

団体傍聴は、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。個人の場合は、当日、傍聴人受付簿に住所・氏名などを記載し、傍聴してください。傍聴では、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、または他人の迷惑となるような行為をしてはいけません。

### ▶ 会議録の閲覧

本会議の会議録の閲覧を希望する人には、議会事務局、西部支所(光の森町民センター内)、中央公民館、西部町民センター、三里木町民センター、東部町民センター、南部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、ふれあいの森研修センター、菊陽町図書館に会議録を備えています。

町ホームページにも掲載しています。



普段のくらしの中で感じる思いや願いを、私たちの代わりに国や地域で実現してくれる人を選ぶこと、それが「選挙」です。「選挙」はその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

大切な一票を無駄にしないよう、進んで投票に行きましょう。

### ▶投票

選挙人名簿に登録されている人(本町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住んでおり、満18歳以上)には、選挙の際に投票所入場券を郵送します。投票日には、入場券に表示された投票所で投票してください。もし、入場券が届かなかつたり、なくしてしまった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

### ▶代理投票

病気やけがなどで、投票用紙への記入が困難な人のために投票所の事務従事者が代筆する制度です。

代理投票は事務従事者2人が補助を行い、補助者の1人が投票者の指示する候補者などを投票用紙に記入し、他の1人が立ち会う方法で行います。補助者は、投票の秘密を必ず守ります。

投票用紙への記入が困難な人は、投票所で申し出てください。

### ▶投票時間

午前7時～午後7時

### ▶郵便等投票制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで障がいの程度が一定の基準に該当する人、または介護保険の被保険者証をお持ちで要介護5の認定を受けた人は郵便などによる不在者投票ができます。この制度の適用を受けるためには、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

#### 投票所一覧表

※投票所は変更する場合がありますので、選挙の際に投票所入場券や広報・町ホームページなどでご確認ください。

| 投票所    | 投票所名            | 投票所対象行政区                                     | 投票所所在地        |
|--------|-----------------|--|---------------|
| 第1投票所  | 南部町民センター        | 戸次・馬場楠・曲手・辛川・井口・道明                           | 曲手498番地3      |
| 第2投票所  | 東部町民センター        | 上中代・出分・中代・川久保                                | 久保田1309番地2    |
| 第3投票所  | 菊陽町役場           | 津留・大堀木・下原・津久礼ヶ丘・あさひヶ丘・宮ノ上・ひばりヶ丘・緑ヶ丘・緑陽台      | 久保田2800番地     |
| 第4投票所  | 上津久礼公民館         | 上津久礼・下津久礼                                    | 津久礼1175番地2    |
| 第5投票所  | 三里木町民センター       | 沖野・三里木・三里木北・新山・北新山・境の松・新成・杉並台                | 津久礼2962番地2    |
| 第6投票所  | ふれあい交流・福祉支援センター | 武蔵ヶ丘1～6町内・8町内                                | 武蔵ヶ丘北1丁目6番34号 |
| 第7投票所  | 光の森町民センター       | 光の森1～7町内・武蔵ヶ丘7町内                             | 光の森2丁目1番地1    |
| 第8投票所  | 西部町民センター        | 八久保・南八久保・花立・南花立・向陽台・にじの森                     | 武蔵ヶ丘北3丁目5番1号  |
| 第9投票所  | ふれあいの森研修センター    | 中尾・南方・光団地・駅前・向原・新町・新町西・馬場・柳水・入道水・古閑原・鉄砲小路・長塚 | 原水4652番地24    |
| 第10投票所 | 青葉台公民館          | 青葉台・東ヶ丘                                      | 津久礼2268番地131  |

### ▶期日前投票

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などで投票に行けない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

| 場所           | 菊陽町役場                   | 光の森町民センター<br>(キャロップピア) |
|--------------|-------------------------|------------------------|
| 日時           | 告示(公示)日の翌日から<br>投票日前日まで | 投票日前日までの<br>4日間        |
| 午前8時30分～午後8時 |                         |                        |

### ▶不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に、町外に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

また、病院などの施設に入院(入所)している人は、その施設が「不在者投票指定施設」である場合、施設内で不在者投票ができます。

※事前に施設管理者にご確認ください。